写 平成 30 年第 6 回臨時会 (11 月 13 日招集)

町議会会議録

益城町議会

平成30年第6回益城町議会臨時会目次

〇11月13日 (第1日)

出席議員······
出席議員····································
職務のため出席した事務局職員の職・氏名 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
兑明のため出席した者の職・氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
開会・開議 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
・諸般の報告 (議席配付)
日程第1 会議録署名議員の指名について · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
日程第2 会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
日程第3 報告第10号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
日程第4 議案第94号 工事請負契約の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
日程第5 議案第95号 工事請負契約の締結について
日程第6 議案第96号 工事請負契約の締結について (
日程第7 議案第97号 工事請負契約の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
日程第8 議案第98号 工事請負契約の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
日程第9 議案第99号 工事請負契約の締結について 8
日程第10 議案第100号 工事請負契約の締結について 10
日程第11 議案第101号 工事請負契約の締結について ・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
日程第12 議案第102号 工事請負契約の締結について 12
日程第13 議案第103号 工事請負契約の変更について 13
閉会······ 18

平成30年11月第6回益城町議会臨時会会議録

- 1. 平成30年11月13日午前10時00分招集
- 2. 平成30年11月13日午前10時00分開会
- 3. 平成30年11月13日午前11時01分閉会
- 4. 会議の区別 臨時会
- 5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
- 6. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 報告第10号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について
 - 日程第4 議案第94号 工事請負契約の締結について
 - 日程第5 議案第95号 工事請負契約の締結について
 - 日程第6 議案第96号 工事請負契約の締結について
 - 日程第7 議案第97号 工事請負契約の締結について
 - 日程第8 議案第98号 工事請負契約の締結について
 - 日程第9 議案第99号 工事請負契約の締結について
 - 日程第10 議案第100号 工事請負契約の締結について
 - 日程第11 議案第101号 工事請負契約の締結について
 - 日程第12 議案第102号 工事請負契約の締結について
 - 日程第13 議案第103号 工事請負契約の変更について
- 7. 出席議員(15名)

1番 上 村 幸 輝 君 2番 下 田 利久雄 君 4番 松 本 昭 一 君 5番 榮 正敏君 6番 中川 公則 君 7番 吉 村 建 文 君 9番 宮 﨑 金 次 君 10番 坂 本 貢 君 12番 坂 田 みはる 君 14番 中 村 健 二 君 15番 竹 上 公 也 君 13番 石 田 秀 敏 君 16番 渡 辺 誠 男 君 17番 荒 牧 昭 博 君 18番 稲 田 忠 則 君

8. 欠席議員(2名)

3番 冨 田 徳 弘 君 11番 寺 本 英 孝 君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 西口博文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 西 村 博 則 君 副町長 向 井 康 彦 君 育 長 教 酒 井 博 範 君 政策審議監 永 田 清 道 君 土木審議監 持 田 浩 君 危機管理監 今 石 佳 太 君 会計管理者 高森修自君 総務課長 中桐 智 昭 君 総務課審議員 塘 田 仁 君 総務課審議員 冨 永 清 徳 君 企画財政課長 山 内 裕 文 君 生活再建支援課長 姫 野 幸徳君 坂本祐二君 税務課長 住民保険課長 森 部 博 美 君 木 下 宗 徳 君 こども未来課長 健康づくり推進課長 後 藤 奈保子 君 福祉課長 髙橋信二君 深江健一君 産業振興課長補佐 木 栄 一 君 都市建設課長 河 内 正明君 公営住宅課長 坂 本 忠 一 君 復旧事業課長 増 田 充 浩 君 復興整備課長 復興整備課審議員 危機管理課長 米 満 博 海 君 金 原 雅 紀 君 学校教育課長補佐 坂 本 文 隆 君 生涯学習課長 吉川博文君 水道課長 森 本 光 博 君 下水道課長 水上填一君

開会・開議 午前10時00分

○議長(稲田忠則君) 皆さん、おはようございます。平成30年第6回益城町議会臨時会が招集 されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席いただき、ありがとうございま す。

なお、3番冨田徳弘議員、11番寺本英孝議員から欠席する旨の届出があっております。 議員定数18名、出席議員15名です。

これより、平成30年第6回益城町議会臨時会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(稲田忠則君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、12番坂田みはる議員、17番荒 牧昭博議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長(稲田忠則君) 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。これに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定しました。

日程第3 報告第10号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

〇議長(稲田忠則君) 日程第3、報告第10号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を議題といたします。

報告を求めます。

西村町長。

〇町長(西村博則君) 皆さん、おはようございます。平成30年第6回益城町議会臨時会を招集 いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さきの11月11日、衆議院議員の園田博之先生が亡くなられました。地元選出国会議員として長い間、国政、県政、町政の課題解決に貢献をしていただきました。特に、熊本地震の際には、いち早く駆けつけていただき、以後、益城町の復旧・復興のため、そして、被災者の支援のため、さまざまな形で力を尽くしていただきました。改めて感謝申し上げますとともに、心から御冥福をお祈りいたします。

さて、本日提案します議案は、専決処分の報告について1件、工事請負契約の締結について9件、工事請負契約の変更について1件、計11件を提案しております。御審議のほどよろしくお願いします。

報告第10号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

まず、専決第9号でございます。本件は、役場プレハブ仮庁舎敷地内で、熊本地震により生じた地割れに相手方が滑落し、右足を負傷した事故による損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

相手方の申し出を受け、調査しました結果、過失割合は町20%、相手方80%で認定がありましたので、治療費101万2,456円のうち、20万2,491円を損害賠償として支払うことで和解することといたしました。なお、損害賠償金20万2,491円につきましては、保険会社から直接、相手方への支払いとなります。

続きまして、専決第10号でございます。本件は、町が管理する町道を相手方が自転車で走行中、 舗装面に生じました段差により車輪がとられ、相手方が転倒し、右足を骨折した事故による損害 賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第 2項の規定により議会に報告するものでございます。

相手方の申し出を受け、調査した結果、過失割合は町50%、相手方50%で認定がありましたので、治療費81万9,240円のうち、40万9,620円を損害賠償として支払うことで和解することといたしました。なお、損害賠償金40万9,620円につきましては、保険会社から直接、相手方への支払いとなります。

以上が報告第10号となります。

- 〇議長(稲田忠則君) これより、報告第10号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。 16番渡辺誠男議員。
- **○16番(渡辺誠男君)** 16番渡辺でございます。 1 点だけお尋ねします。

この金額どうこうではございませんが、100分の20とか100分の50等々につきまして、医師の診断とか入院とかがございましょうが、その基準になるところをちょっと教えていただきたいと思います。以上です。よろしくお願いします。

- 〇議長(稲田忠則君) 中桐総務課長。
- ○総務課長(中桐智昭君) おはようございます。総務課長の中桐でございます。16番渡辺議員の御質問のほうにお答えさせていただきたいと思います。恐らく、過失割合についての御質問だというふうに思います。

この損害賠償につきましては、御存じのとおり、現在、全国町村会と保険会社のほうが提携しておりまして、それの総合賠償補償保険制度の中に町のほうも加入しまして、そちらのほうで町に過失があった場合の案件について支払うという制度でございます。

実際上、相手方の申し出によりまして、本町のほうから町村会のほうに一応打診をいたします。 過失割合について等の調査をお願いしますということで、それに基づきまして町村会と提携して おります保険会社のほうが、その過失割合を決定するという形になりますので、割合の基準につ いてはちょっと、町のほうがどうこうというのは全く裁量はしておりません。要するに、保険会 社のほうに一任して、その中の割合で示談のほうを行っているというところでございます。だか ら、通常の入っておられる車とかの保険と同じような形の保険会社のほうに委託しているような 形だというふうに御理解いただければなというふうに思います。以上でございます。

- 〇議長(稲田忠則君) 渡辺議員。
- **O16番(渡辺誠男君)** どうもありがとうございました。そうしますと、やっぱり町としてどうこうじゃなくて、保険会社に一任ということでございますかね。ありがとうございました。
- ○議長(稲田忠則君) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) ないようですので、これで質疑を終わります。

報告第10号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を終わります。

日程第4 議案第94号 工事請負契約の締結について

O議長(稲田忠則君) 日程第4、議案第94号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

〇町長(西村博則君) 議案第94号、工事請負契約の締結について説明します。

大規模滑動防止事業(安永1地区)工事につきましては、条件付一般競争入札により実施し、 お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、安永地区において熊本地震により被災しました擁壁等の復旧工事を行うものです。

工事の主な内容としましては、擁壁工、鉄筋挿入工、地盤改良工及び構造物取壊工となります。

契約金額は3億9,180万2,400円で、契約の相手方は上益城郡山都町杉木465番地の1、大栄企業株式会社でございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長(稲田忠則君) 議案第94号、工事請負契約の締結についての説明が終わりました。 これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の討論を許します。討論はありませんか。 (なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。

これより、議案第94号、工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第94号について、原案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第94号「工事請負契約の締結について」 は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5 議案第95号 工事請負契約の締結について

○議長(稲田忠則君) 日程第5、議案第95号「工事請負契約の締結について」を議題とします。 提出者の説明を求めます。

西村町長。

〇町長(西村博則君) 議案第95号、工事請負契約の締結について説明します。

大規模滑動防止事業(辻の城2・3地区)工事につきましては、条件付一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、辻の城地区におきまして、熊本地震により被災しました擁壁等の復旧工事を行うものです。

工事の主な内容としましては、擁壁工、鉄筋挿入工、排水構造物工、舗装工及び構造物取壊工 となります。

契約金額は3億2,713万2,000円で、契約の相手方は、熊本市中央区安政町8番16号、南生建設 株式会社熊本営業所でございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

〇議長(稲田忠則君) 議案第95号、工事請負契約の締結についての説明が終わりました。 これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の討論を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。

これより、議案第95号、工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第95号について、原案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第95号「工事請負契約の締結について」 は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6 議案第96号 工事請負契約の締結について

〇議長(稲田忠則君) 日程第6、議案第96号「工事請負契約の締結について」を議題とします。 提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 議案第96号、工事請負契約の締結について説明します。

大規模滑動防止事業(宮園1地区)工事につきましては、条件付一般競争入札により実施し、 お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、宮園地区におきまして、熊本地震により被災しました擁壁等の復旧工事を行うものです。

工事の主な内容としましては、擁壁工、鉄筋挿入工、地盤改良工、排水構造物工、舗装工及び 構造物取壊工となります。

契約金額は1億5,714万円で、契約の相手方は、上益城郡山都町杉木465番地の1、大栄企業株式会社でございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長(稲田忠則君) 議案第96号、工事請負契約の締結についての説明が終わりました。 これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の討論を許します。討論はありませんか。 (なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。

これより、議案第96号、工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第96号について、原案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第96号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7 議案第97号 工事請負契約の締結について

〇議長(稲田忠則君) 日程第7、議案第97号「工事請負契約の締結について」を議題とします。 提出者の説明を求めます。

西村町長。

〇町長(西村博則君) 議案第97号、工事請負契約の締結について説明します。

大規模滑動防止事業(杉堂1地区)工事につきましては、条件付一般競争入札により実施し、 お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、杉堂地区におきまして、熊本地震により被災しました擁壁等の復旧工事を行うものです。

工事の主な内容としましては、擁壁工、鉄筋挿入工、地盤改良工及び構造物取壊工となります。 契約金額は5億5,533万6,000円で、契約の相手方は、熊本市中央区安政町8番16号、南生建設 株式会社熊本営業所でございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長(稲田忠則君) 議案第97号、工事請負契約の締結についての説明が終わりました。 これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の討論を許します。討論はありませんか。 (なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。

これより、議案第97号、工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第97号について、原案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第97号「工事請負契約の締結について」 は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8 議案第98号 工事請負契約の締結について

○議長(稲田忠則君) 日程第8、議案第98号「工事請負契約の締結について」を議題とします。 提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 議案第98号、工事請負契約の締結について説明します。

大規模滑動防止事業(福原1地区)工事につきましては、条件付一般競争入札により実施し、 お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、福原地区におきまして、熊本地震により被災しました擁壁等の復旧工事

を行うものです。

工事の主な内容としましては、擁壁工、鉄筋挿入工、抑止杭工及び構造物取壊工となります。 契約金額は2億4,062万1,840円で、契約の相手方は、熊本市東区石原2丁目1番35号、大智株 式会社でございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長(稲田忠則君) 議案第98号、工事請負契約の締結についての説明が終わりました。 これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の討論を許します。討論はありませんか。 (なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。

これより、議案第98号、工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第98号について、原案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第98号「工事請負契約の締結について」 は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第9 議案第99号 工事請負契約の締結について

○議長(稲田忠則君) 日程第9、議案第99号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 議案第99号、工事請負契約の締結について説明します。

大規模滑動防止事業 (寺迫1地区) 工事につきましては、条件付一般競争入札により実施し、 お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、寺迫地区におきまして、熊本地震により被災しました擁壁等の復旧工事 を行うものです。

工事の主な内容としましては、擁壁工、鉄筋挿入工、地盤改良工、抑止杭工及び構造物取壊工となります。

契約金額は3億1,320万円で、契約の相手方は、上益城郡山都町下市242番地1、株式会社坂本 建設でございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長(稲田忠則君) 議案第99号、工事請負契約の締結についての説明が終わりました。 これより質疑を許します。質疑はありませんか。 15番竹上公也君。

○15番(竹上公也君) 15番竹上でございます。一つだけちょっとお伺いしたいと思います。

この中でですね、入札関係で、参加業者が無効、失格というふうに書いてございますが、無効というのは、いわゆる遡及効果が条件となりますよね。そのときにさかのぼってなかったものとするというのが普通の見方だと思います。ですから、どういう意味でそうふうになったのか、どういう要件が働いて無効、失格というふうになったのか、ちょっと教えてもらいたい。後ほど、102号の文化会館の中にも出てまいりますけど、ちょっとその辺のことをですね、どういう理由なのか教えていただければと思います。以上です。

- 〇議長(稲田忠則君) 冨永総務課審議員。
- **〇総務課審議員(冨永清徳君)** おはようございます。総務課審議員の冨永です。15番竹上議員 の御質問にお答えいたします。

御質問の内容がですね、今回3社、応札をされております。今回のですね、落札者が株式会社 坂本建設になっておりますけれども、まず、南生建設株式会社熊本営業所、こちらにつきまして は、予定価格と最低制限価格の基準の範囲内には入っておりましたけれども、配置予定技術者の ほうが準備をできないということで、結局、技術者関係が配置ができないということで、今回う ちのほうが事前に確認をいたしまして、無効という形でいたしました。

それから、大栄企業株式会社になりますけれども、こちらに関しましては応札の結果、最低制限価格以下ということで失格ということになります。以上でございます。

- O15番(竹上公也君) 分かりました。
- ○議長(稲田忠則君) ほかに質疑ありませんか。 14番中村健二議員。
- **〇14番(中村健二君)** 14番中村です。

確認ですけども、株式会社坂本建設というのは、本社は兵庫県の株式会社坂本建設と同一なんですかね。熊本県の株式会社坂本建設で実績をちょっと調べてみようと思ったけど、なかなか出て来ないもんですから。すると、兵庫県の坂本建設のほうに実績はなっていたんで、ここと同一なのかなと。熊本営業所か熊本支店なのかなと。その辺を1点だけお願いします。

- 〇議長(稲田忠則君) 冨永総務課審議員。
- ○総務課審議員(冨永清徳君) 14番中村議員の御質問にお答えいたします。

先ほど町長のほうから提案理由の説明がありましたとおり、株式会社坂本建設は本店が上益城 郡山都町下市になりますので、こちらのほうと契約を行うということで、今おっしゃいました坂 本建設とは別の会社になりますのでよろしくお願いしたいと思います。指名願いで、こちら確認 しておりますので。

- 〇議長(稲田忠則君) 中村議員。
- **○14番(中村健二君)** 全く別会社ということで。これ、どこでしたかな、そんなら。兵庫の、こっちのほうのいろいろ実績を調べてみると、山都町あたりの道路の仕事とかいろいろやっているんですが、この株式会社坂本建設、こっちの山都町のほうで調べると何も出て来んのですよ。

だから、多分一緒のところじゃないかなと思ったんだけども、全く別ですかね。

- 〇議長(稲田忠則君) 冨永総務課審議員。
- ○総務課審議員(富永清徳君) 14番中村議員の2回目の質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、うちのほうが2年に1回指名願いの受け付けを行っております。 そのときにですね、法務局に登記しております履歴の全部事項証明、そちらのほうで本店の所在 地が山都町下市242番の1になっております。そちら、うちのほうで確認しておりますので、よ ろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

- O14番(中村健二君) 実績なんかも調べとるわけですか。
- ○総務課審議員(冨永清徳君) はい。調べております。
- O14番(中村健二君) ならいいです。
- ○議長(稲田忠則君) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の討論を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。

これより、議案第99号、工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第99号について、原案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第99号「工事請負契約の締結について」 は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第10 議案第100号 工事請負契約の締結について

〇議長(稲田忠則君) 日程第10、議案第100号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

〇町長(西村博則君) 議案第100号、工事請負契約の締結について説明します。

益城町交流情報センター災害復旧工事(建築本体)につきましては、条件付一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、熊本地震により被災しました交流情報センターの建物本体の復旧工事を 行うものです。

工事の主な内容としましては、内部復旧工事、杭頭補強工事及び外構復旧工事一式となります。 契約金額は4億5,900万円で、契約の相手方は、福岡市中央区荒戸2丁目1番5号、鉄建建設 株式会社九州支店でございます。 よろしく御審議のほどをお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長(稲田忠則君) 議案第100号、工事請負契約の締結についての説明が終わりました。 これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の討論を許します。討論はありませんか。 (なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。

これより、議案第100号、工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第100号について、原案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第100号「工事請負契約の締結について」は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第11 議案第101号 工事請負契約の締結について

○議長(稲田忠則君) 日程第11、議案第101号「工事請負契約の締結について」を議題といた します。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

〇町長(西村博則君) 議案第101号、工事請負契約の締結について説明します。

益城町文化会館災害復旧工事(建築本体)につきましては、条件付一般競争入札により実施し、 お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、熊本地震により被災しました文化会館の建物本体の復旧工事を行うものです。

工事の主な内容としましては、内部復旧工事、外壁復旧工事及び杭頭補強工事一式となります。 契約金額は6億4,635万8,400円で、契約の相手方は、熊本市中央区水前寺公園28番43-501号、 坂口建設株式会社でございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長(稲田忠則君) 議案第101号、工事請負契約の締結についての説明が終わりました。 これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の討論を許します。討論はありませんか。 (なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。

これより、議案第101号、工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第101号について、原案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第101号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第12 議案第102号 工事請負契約の締結について

○議長(稲田忠則君) 日程第12、議案第102号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 議案第102号、工事請負契約の締結につきまして説明します。

益城町文化会館災害復旧工事(電気設備)につきましては、条件付一般競争入札により実施し、 お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、熊本地震により被災しました文化会館及び益城町総合体育館前第2駐車場の電気設備の復旧工事を行うものです。

工事の主な内容としましては、文化会館の屋内電気設備工事、屋外電気設備工事及び総合体育館前の第2駐車場の電気設備工事一式となります。

契約金額は5,380万5,600円で、契約の相手方は、熊本市中央区本荘4丁目1番1号、協電機工株式会社でございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

〇議長(稲田忠則君) 議案第102号、工事請負契約の締結についての説明が終わりました。 これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の討論を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。

これより、議案第102号、工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第102号について、原案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第102号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第13 議案第103号 工事請負契約の変更について

〇議長(稲田忠則君) 日程第13、議案第103号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

〇町長(西村博則君) 議案第103号、工事請負契約の変更につきまして説明申し上げます。

今回の変更は、平成30年第5回益城町議会臨時会におきまして議決されました平成29年度災補公(繰越)第2号、第24号益城町総合運動公園①災害復旧工事(その2)請負契約のうち、契約金額6億5,623万1,194円を6億8,235万1,086円に変更するものです。

変更の理由としまして、駐車場、園路舗装工の数量の増加によるものです。

本工事におきましては、熊本地震により被災しました運動公園の施設を原形復旧する工事を行っておりました。現地施工に当たり再調査をしました結果、駐車場及び園路で災害査定決定を受けている箇所以外にも破損が確認されました。また、査定決定箇所と既存舗装面との取り合いを考慮して、舗装工の追加復旧を行いたい次第です。それに伴い、請負金額が2,611万9,892円増額するものです。

これで説明を終わります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長(稲田忠則君) 議案第103号、工事請負契約の変更についての説明が終わりました。 これより質疑を許します。質疑はありませんか。

9番、宮崎金次議員。

○9番(宮崎金次君) おはようございます。9番宮崎です。議案第103号について質問します。本議案は、今年3月議会で平成29年度予算として提案・議決され、平成30年度に繰り越された事業でございます。先ほど町長の説明にもございましたように、7月の第5回臨時議会で約9,555万円の追加でこの事業は変更され、さらに今回、2,611万9,842円の増を行うため、修正提案されたものであります。

いろんな事情があったとしても、こういうふうに一つの事業がなかなか2回も修正をされると、 非常に町民にとっては分かりづらいということになりますので、そこで私は2点質問をします。

まず1点目は、これまでの修正の経緯、これについて分かりやすくちょっと御説明をいただき たいと思います。

それから2点目は、2回の修正をすることによって、第1回目の入札等に影響を及ぼすようなことはなかったのか。

この2点について質問をいたします。よろしくお願いします。

- 〇議長(稲田忠則君) 増田復旧事業課長。
- **〇復旧事業課長(増田充浩君)** 復旧事業課長の増田でございます。 9番宮﨑議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目ですけども、これまでの変更の経緯というのを説明をしていただきたいということ なんですけども、まず前回変更いたしましたのは、総合体育館のほうの建設工事がございまして、 これに伴い、舗装をやるとちょっと支障になるのが出てくるんじゃないかということがございましたけども、こちらのほうを再考いたしまして、前回行った分は補助対象分でございます。その中で影響ないところを前回の変更契約の議案を提出させていただいたと。

今回につきましては、先ほど町長のほうで提案理由がございましたように、既設の舗装面等でその取り合い、災害復旧するときの取り合いにより、どうしても段差ができたりとかしたところがございました。こちらのほうは災害復旧事業で認められなかったということで、今回9月の定例会で提案させていただきました補正予算により、今回その部分を上げさせていただいたということです。

済みません。2番目の御質問をもう一度よろしいですか。じゃあ、一応ここで終わります。

- ○議長(稲田忠則君) 2問目は質問が聞き取れなかったということで。
- **〇復旧事業課長(増田充浩君)** はい。申しわけございません。
- 〇議長(稲田忠則君) 宮﨑議員。
- **〇9番(宮崎金次君)** 私の1回目の1問目についてはお答えいただきましてありがとうございました。

1回目の2問目の質問はですね、このような事業をですね、2回も修正をすると、1回目に入 札するというとき、金額を皆さん各会社が出しますけども、そういうのに影響を及ぼさないのか と。これだけ追加、追加でやると。それを及ぼさないのかという質問をいたしました。次のとき、 お答えいただければと思います。

それで、今、1回目の質問のところの答弁でですね、確かに事情は私はよく分かるんです。こういう災害が起きてですね、急いで復旧しなきゃいかん。ですから、とりあえずですね、手をつけなきゃいかん分野もあるんでしょうね。ですから、工事をやりながら、新たに出てきたところを修正していく。考え方は分かるんですけども、こういう大きな入札になりますと、やっぱり皆さんから疑問を感じないがためには、1回目のときにですね、いろんな要素を全部考えて、出て来るところは全部出てくるようにして、後で修正を努めて行わないで済むような体制で工事の発注をかけていかないと。工事をした、ぐあいが悪かった、追加をする、修正をする、こういうことでやったらですね、いよいよちょっと不安になってしまいます。そして最後にはですよ、町が主体を持っているのか、工事業者が主体を持っているのか、もう分からなくなってしまう。それすら疑問に感じさせてしまうような事態にもなってしまいますから、できるだけ修正は少なくしていただかなきゃいかんかなと思います。

ただ、熊本地震以降ですから、背景的にはよく分かるんですけどですね。そういうふうに心がけていただきたいなと、こういうふうに思います。私の1番目の質問は、そういう私のほうの要望を述べて終わりにします。

2番目の、こういう修正をすると1回目の入札に影響を及ぼさないのか。入札できなかった人から苦情が来るんじゃないのか。このあたりがちょっと心配なもんですから、それについてお答えをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

〇議長(稲田忠則君) 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長(増田充浩君) 9番宮﨑議員の2回目の御質問にお答えいたします。

こういう形で何回も変更があった場合に、ほかの業者さんへの影響はないかというお話かと思いますけども、今のところといいますか、入札に影響は、復旧事業課としてはないと考えております。以上でございます。

○議長(稲田忠則君) ほかに質疑はありませんか。 7番吉村建文議員。

〇7番(吉村建文君) 7番吉村でございます。

今、同僚議員が言われたように、この工事の2回目の変更で3,567万9,486円の追加になると思います。結局、この責任の所在というのはどこに求めたらよろしいんでしょうか。それが第1点です。

それと第2点は、私たちはこうやって工事契約の承認をしてますけども、今回もまた工事契約の変更があっております。この工事契約の変更は、これはあくまでも町税とか、また、国からの補助金を使ってやってると思うんですけども、工事契約の変更が今年度において総額幾ら、工事契約の変更をしたのか、その金額を教えてください。

- 〇議長(稲田忠則君) 増田復旧事業課長。
- **○復旧事業課長(増田充浩君)** 7番吉村議員の第1回目の御質問にお答えいたします。

まず、今回の変更に伴いまして、その責任の所在がどこにあるかということでございますけど も、先ほど宮﨑議員のほうの御質問にもちょっと答えさせていただいたんですが、前回の分はあ くまで体育館との工事との取り合いの関係で災害査定を受けて、補助事業でみてもらえるところ を、様子といいますか、調整を図るために見送ったのを変更契約をさせていただいたと。

今回につきましては、災害査定におきまして、若干の沈下とか、そのあたりのものは災害査定で切られております。これは体育館のことに限らず道路関係もですけども。ただ実際、工事のほうをやりますと、どうしてもそこの部分を補修しないと水がたまったりとか、利用者の方に御不便をおかけするということで、今回この契約変更を上げさせていただきました。

それから2点目の御質問は、今までの変更金額が幾らかということでございますが、大変申しわけありません、手元に詳細の資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えさせていただければと思っております。その件につきましては、総合体育館だけでよろしいでしょうか。ここだけでよろしいでしょうか。

- **〇7番(吉村建文君)** 変更した、議会で承認した分に対して、変更がありましたよね、今まで も何回か、その総額を知りたいと。
- **〇復旧事業課長(増田充浩君)** 議案のほうで復旧事業課に対するということでよろしいでしょうか。
- ○7番(吉村建文君) はい。
- ○復旧事業課長(増田充浩君) はい。分かりました。
- ○議長(稲田忠則君) 吉村議員、ようございますか。
- ○7番(吉村建文君) はい。

○議長(稲田忠則君) ほかに質疑はありませんか。

13番石田秀敏議員。

○13番(石田秀敏君) 自席でようございますか、自席から。

○議長(稲田忠則君) はい、認めます。そこからどうぞ。

○13番(石田秀敏君) この総合体育館の災害復旧工事、今回が2回目の追加ということでございますが、これで災害復旧に関しては完全に終了できるのか。今後は総合運動公園の復旧を、災害復旧に関して完全にこれで終わるのか。そこら辺の見通しを御確認しておきます。

〇議長(稲田忠則君) 増田復旧事業課長。

〇復旧事業課長(増田充浩君) 復旧事業課長の増田です。13番石田議員の1回目の御質問にお答えいたします。

まず、今回のこちら、陸上競技場のほうでなっておりますけども、このあたりが今回の変更で全て完了するかというお話だと思いますが、先ほどの議案の中で、文化会館の工事のほうで電気関係が入っておったと思います。ああ、交流情報センターですね。そちらにつきましては、総合体育館の南側に駐車場がございます、第2駐車場。こちらのほうで地盤改良を行ったりしますので、電気関係の一時的な撤去がございますので、今回の変更契約後でもまだ工事をやっているという状況で、最終的にそのあたりの変更が出てくる可能性はございます。

文化会館のほうが平成32年の3月まで債務負担行為で行っておりますけども、その工事の進捗 次第では最終的にこのあたりの駐車場あたりの舗装あたりが残ってくる可能性がございます。以 上でございます。

〇議長(稲田忠則君) 石田議員。

O13番(石田秀敏君) まだほかの事業との関係でまた補正が出る可能性はあるということでありましたが、いずれにしましても、一日も早くですね、これを完成していただいて、町民のために一日も早い供用開始ができるように、ひとつ努力をしていただきたいと要望しておきます。以上です。

○議長(稲田忠則君) ほかに質疑ありませんか。

1番上村幸輝議員。

〇1番(上村幸輝君) 1番の上村です。

私も同じような質問なんですけど、例えば、今回2回目、数量増加による増額ということで出てきてるんですけど、ちょっと疑問を感じるんですけど、例えばこの追加の金額については、ただ単に面積がそんだけ増えましたということで、あとプラスこれぐらいになりますよと。もちろん小さな数量が出て、単価も出て、そういうふうに計算がなされての見積もりだとは思うんですけど、それが単純に上乗せして金額が出てきているのか。それとも、何というかな、例えばですね、一つの大きな建物をつくるとした場合ですね、最初から大きな建物をつくる金額と、小出し小出し、刻み刻み刻みやりながらですね、出した金額ではですね、おのずと金額は全然違います。これについてもですね、例えば、今回こういうふうに面積が表示されてるんですけど、例えば、小さなことかもしれないんですけど、アスファルトに入れるカッター工事、そういった

やつは随分と減ってきますよね。そういうものは、何というか、見積もりの中でまた減額というか、減額しながらまた増額しながら、そういうふうに、うまいぐあいになされているのかどうか。 その辺はちゃんと確認されてのこの金額なのか。その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

- 〇議長(稲田忠則君) 増田復旧事業課長。
- **○復旧事業課長(増田充浩君)** 1番上村議員の1回目の御質問にお答えいたします。 今回の変更が、まず単なる上乗せなのかということと、単価の話が出たかと思います。

まず、今回の分は、新規に増やした分だけを上乗せさせていただいております。

ただし、あくまで、変更につきましては、当初請負金額の比率に応じまして契約変更をいたしますので、小出しになったから単価が割高になるかとかいうことはございません。基本的に当初の設計金額と入札金額の比率によりまして変更を加えております。当然、舗装面積あたりが増えてきますと、その基準がございますので、それは照らし合わせまして変更金額を出しているところでございます。以上でございます。

- 〇議長(稲田忠則君) 上村議員。
- **〇1番(上村幸輝君)** 説明ありがとうございました。ということは、当初の金額では恐らくグリーン以外なところで1回目の金額変更は出てたと思うんですけど、かなりそれだとカッター工事も随分入っていると思うんですよ。

例えばですね、小さな金額かもしれないんですけど、そういった小さな金額の積み重ねで6億9,000万円、こういった大きな金額になってるんですけど、そういったことは一切何も見てないと。ただ単純に増えた分だけをまた上乗せしてあるということなんですかね。もう一度お願いします。

- 〇議長(稲田忠則君) 増田復旧事業課長。
- **○復旧事業課長(増田充浩君)** 1番上村議員の2回目の御質問にお答えいたします。

工事金額の積み上げについてでございますが、最終的には精査を行いまして変更が出てくると 思います。その際には、またこちらの議会のほうに提案させていただきたいと思っております。 以上でございます。

○議長(稲田忠則君) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の討論を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。

これより、議案第103号、工事請負契約の変更についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第103号について、原案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第103号「工事請負契約の変更について」は原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、本臨時会に提案されました案件は議了されました。

御協力いただき、まことにありがとうございました。

これで、平成30年第6回益城町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時01分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

益城町議会議長

署名議員

署名議員